

【嵐山町】

2021 年度自治体要請キャラバン

社会保障の拡充を求める要望書 回答書

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1. 国民健康保険制度について

(1) 所得に応じて払える保険税にしてください。

今回(2021年4月)行った自治体要請キャラバン行動の事前アンケート結果によると、滞納世帯の割合が14.2%で前回の19.0%より4.8%低下しました。しかし、滞納全世帯の内、所得100万円未満の世帯の滞納が39.9%となっており、前回までの結果と同様に低所得者ほど国保税が高すぎて納められない実態です。また、コロナの感染拡大でやむなく会社を退職し、国保に入る方もいます。前年度の収入によって保険税が決定することからも、高すぎる保険税を所得に応じて払える保険税にするために、一般会計からの繰り入れを増やしていくことが引き続き必要です。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】

政令等で示されている標準保険税率の「応能・応益割合は50：50」ですが、令和2年度当初における本町の割合は、応能割が52.73%、応益割が47.27%と引き続き応能負担割合が高くなっており、低所得者に配慮した賦課割合となっております。

今後、税率改正等を行う際は、賦課割合についても十分考慮してまいりたいと考えております。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】

子どもの均等割負担の廃止または軽減等の減免制度については、町独自として令和3年度より18歳以下の子どもが3人以上いる世帯の第3子以降の子どもの均等割の全額減免を実施してまいります。また、国・県等の制度改正等にも適宜対応してまいりたいと考えております。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】

本町においては、令和3年度からは財政責任主体となった埼玉県の方針に基づき、一般会計繰入金の法定外繰入金をなくし、健全な国保財政の運営ができるよう、適切に対応してまいりたいと考えております。

(2) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

今回のアンケート結果では、滞納世帯が18万2781世帯ありましたが、減免はその内1万830世帯で、これは滞納世帯の5.9%にすぎません。

また、国が行った新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免制度では、県内62市町で1万6247世帯の申請があり、その内1万4594世帯、総額24億6817万8496円の減免が行われました。現在もコロナ禍にあることから、2021年度も国保税コロナ減免を実施してください。

- ① 保険税免除基準を生保基準の1.5倍相当に設定するなど、申請減免制度を拡充してください。

【回答】

国保税の減免制度の拡充については、今年度新型コロナウイルス感染症の影響による国保税の減免について減免基準を整備して、納付書発送時に全納付書に減免の案内を同封いたしました。また、広報7月号と町ホームページによって減免について広報いたしました。保険税申請減免の基準拡充については、国保財政の状況を勘案し検討してまいります。

- ② 2021年度も新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免を実施し、広く周知することや国の基準を緩和するなど申請しやすい制度にしてください。

【回答】

2021年度についても、2020年度と同様に新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免を実施してまいります。周知については、当初納付書発送時に、減免の案内文を同封し発送してまいります。

(3) 窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。

生活保護基準以下の生活を強いることのないように、医療費の負担を軽減する制度は重要です。窓口負担の軽減制度の拡充を行なってください。

- ① 国保法44条による減免は、生保基準の1.5倍相当に、病院等窓口負担の減額・免除制度の拡充を行なってください。

【回答】

本町においては、平成21年度より「嵐山町国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予の取り扱い要綱」を施行しており、生活保護基準の1.3倍以下にあたる世帯を対象に、一部負担金の減免を行っております。今後も制度周知を図りつつ、近隣の状況も判断しながら減免制度について検討してまいります。

- ② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】

各種申請方法における簡便さについては、行政職員と住民の方との意識の違いが存在すると思われれます。減免の申請にかかわらず、各種申請や届出等を行う際には、住民の皆様が分かりやすく手続きできるよう、丁寧に説明・周知等を行ってまいります。

- ③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

【回答】

医療機関に減免申請書を設置することは、医療機関に対して大変な負担を求めることとなるため、住民の皆様に分かりやすく手続きできるよう、丁寧に説明・周知等を行ってまいります。

(4) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください

昨年から続くコロナ禍にあって、今年度もこれまで以上に地域経済の低迷や中小企業、自営業者の経営は死活的な状況です。このような時に、滞納処分や保険証を取り上げる事は受療権を奪うことにつながります。滞納世帯の生活を再建し、支援する事で、納税者となることができます。生活に問わずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、地域の住

民と行政との信頼関係が構築できます。安心と信頼の地域社会づくりを行なってください。

① 住民に寄り添った対応を行ってください。

【回答】

滞納者に対しては、納税相談により本人、ご家族から収入及び生活費等の支出状況を聞き取り、本人等の意向も伺いながら個別に判断し状況に合った対応を心がけております。また、滞納者の財産調査も合わせて行い客観的に収入、支出等の状況を把握しております。その結果、納付能力があるにも関わらず納付がない方については差押え等の滞納処分を行っておりますが、納付能力がないと判断した方については滞納処分の停止を行い強制的な取り立ては行っておりません。また、納税相談等で生活の困窮が疑われるような事案については生活支援部署に相談するよう勧めております。

② 給与等の全額を差押えすることは憲法 29 条の財産権の侵害行為であり法令で禁止されています。憲法 25 条の生存権保障の立場から生存権的財産である最低生活費を保障してください。

【回答】

本町においては、納税相談や財産調査により状況を把握し、納付能力があるにも関わらず納付がない方について差押え等の滞納処分を行っております。給与差押による取り立ては法律に基づく差押禁止額の規定に則って行い、給与以外の債権についても同様に生活費を除いた額を取り立てております。

③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあってられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

【回答】

本町においては、納付期限までに納付されない方については督促状、催告書等で納付を促しております。納税相談の機会も設けておりますがそれでも納付がない方については、財産調査を並行して行い、その結果、事業費等の振込口座の確認が取れば、まず預金差押えを行います。預金差押にあたっては給与の差押禁止額の規定に則り行い、預金からの差押えで取り立てが不可能な場合は、最終的な手段として売掛金の差押を行います。納税相談の機会も十分設け、また事業継続を脅かすことも十分承知しております。よって慎重に対応し一方的な差押えは行っておりません。

④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

【回答】

国民健康保険税の差押え等の滞納処分は「国税徴収法における滞納処分の例によること」とされており、他の諸税と同様の扱いとしております。しかしながら、すべての町税において納税相談による本人からの聞き取り及び財産調査等で生活状況を客観的に判断し滞納整理を進めておりますので、特別な対応はしておりませんが当事者の生活実態に配慮した対応をとっております。

(5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

2021 年のアンケート結果では資格証明書が 22 市町で 676 世帯、短期保険証は 6 市町で 1 万

4603 世帯、2 万 4866 人の被保険者に発行され、保険証の窓口留置は 2,780 世帯になります。保険料の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に正規の保険証は交付をお願いします。保険証がないことで手遅れ受診につながった事案があとをたちません。納税などの条件を設けることなく正規保険証は発行される必要があると考えます。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

【回答】

保険証の発行については、税負担の公平性を保つという観点から、その趣旨に則り、対象者の皆様に対して丁寧に対応し、通常の保険証を所持することができるよう、個々の実情に即した納税相談を行っております。

② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

【回答】

交付すべき保険証については、簡易書留により各被保険者世帯に発送しておりますが、そのような中でどうしても受け取りができない被保険者もおります。そのような場合も、定期的に保険証を受領していただくよう文書等でご案内しております。今後もすべての被保険者の皆様に保険証をお届けできるよう努めてまいります。

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】

資格証明書の発行については、税負担の公平性を保つという観点から制度化されており、本町ではその趣旨に則り、資格証明書切り替えの時点における窓口来庁時などをはじめとして、対象者の皆様が通常の保険証を所持できるよう、個々の実情に即した納税相談を行っております。今後も税務部門と連携をとりながら、制度運用に対して適切な対応に努めてまいります。

(6) 傷病手当金を支給してください。

昨年度から新型コロナウイルス感染症対策として、傷病手当金の支給に関する条例改正についての事務連絡が発出されました。2021 年アンケート結果によれば 2020 年度は 44 市町で 277 人が申請し 272 人が受給されました。傷病により休業を余儀なくされた場合の傷病手当金の支給は、国保に加入する被用者およびフリーランス、個人事業主などの切実な要求です。

① 傷病手当金の支給を 2021 年度も実施してください。新型コロナウイルス感染症対策の一環としての、時限的な措置だけではなく、恒常的な施策として条例の改正を行ってください。

【回答】

本町においては、令和 2 年 4 月に新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金支給に関する規定を定めるための条例の一部改正を行い、今後も国の法案等の改正に注視しながら条例措置を行ってまいります。

② 被用者以外の者への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

【回答】

現時点において、町独自の支援・要望等は考えておりませんが、近隣の状況を見て対応してまいります。

(7) 国保運営協議会について

- ① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。

【回答】

本町の国民健康保険運営協議会委員の選任にあたり、現在公募は行っておりません。しかし、条例の定めにより、被保険者代表3名、保険医または保険薬剤師代表3名、公益代表3名と定められており、現在その区分に従って適切な方を選任しております。今後も選任の方法等、開かれた協議会を念頭に様々な方法を検討してまいります。

- ② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

【回答】

本町においては、協議会に関する情報を町ホームページに可能な限り掲載して周知を図っております。今後も、協議会運営の改善に向けて努めてまいります。

(8) 保健予防事業について

2020年度はコロナ禍にあって特定健診受診率が低下しています。今年度は感染防止に留意した上でどのような対策を講じて目標値の達成を実現するのか、具体的な対策と、計画を教えてください。

- ① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

【回答】

令和元年度より、40歳から55歳の方は無料で受診できます。それ以外の方は自己負担500円で気軽に受診できるようになっております。

- ② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

【回答】

がん検診・特定健診の同時受診については医療機関によって健診項目が異なりますが、特定健診が受診できる85医療機関のうち、35医療機関においてがん検診を実施しております。

- ③ 2021年度の受診率目標達成のための対策を教えてください。

【回答】

今年度より、未受診者を対象にSMSを利用した受診勧奨を実施予定です。

- ④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】

嵐山町個人情報保護条例に基づき管理しております。

2. 後期高齢者医療について

第204回国会で75歳以上の方の医療費負担が、所得により1割から2割負担に2倍化される法案が提出され2023年10月以降に実施する計画が進行しています。75歳以上の方を対象に私たちが行ったアンケート調査では、回答された方の30%近い方が受診科や通院回数を減らすなどと回答しています。受診抑制が強く懸念されます。

- (1) 窓口負担2割化について、中止するよう、国に要請してください。

【回答】

現時点において、国への要望等は考えておりませんが、近隣の状況を見て対応してまいります。

- (2) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

【回答】

高齢者への見守りは所得に関係なく実施しています。地域包括支援センターで看護師による見守り訪問を行っており、生活、心身状態の把握に努めています。

- (3) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】

コバトン健康マイレージ事業の継続と、令和2年度より引き続き、らんらん健康教室も開催しております。また、生き生きふれあいプラザやすらぎトレーニングルームでは、専門トレーナーのもと、利用者の健康づくりを推進しております。

- (4) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

【回答】

特定健診については40歳から55歳の方を対象に、肺がん検診では65歳以上の方を対象に、歯科検診では75歳と80歳の方を対象に無料で実施しております。人間ドックについては20,000円の補助を行っており、現時点では無料とする考えはございません。

3. 地域の医療提供体制について

コロナ禍にあって地域住民のいのちを守る地域の医療機関への期待が高まっています。国や県が進める地域医療計画による再編・統合・縮小ではなく、地域医療の整備・拡充こそ必要です。

- (1) 地域の公立・公的病院、民間病院の拡充が必要です。国および県に対して、病院の再編・統合・縮小を目的とする方針の撤回を申し入れてください。

【回答】

埼玉県地域医療計画(第7次)では、将来にわたり持続可能で質の高い保健医療体制を確保するための施策を示しています。本町では、国及び県の今後の状況を踏まえ、検討してまいります。

- (2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】

国及び県の対策を踏まえ、本町としての取り組みを検討してまいります。

4. 新型コロナウイルス感染の拡大を防止し、安心して医療が受けられるために

コロナ禍にあってなかなか収束が見えない状況が続いています。しかも感染力が強い変異株の拡大が脅威となっています。

- (1) 保健所や保健センターなどの人員体制を強化してください。

【回答】

本町においては、令和3年度より母子保健担当と成人保健担当を一体化し、体制を整えました。

- (2) 医療機関や高齢者施設、保育園や学校などで社会的検査を定期的に頻回に行ってください。

【回答】

本町においては、新型コロナウイルスワクチン接種事業に全力を注ぎ、感染拡大防止に努めてまいります。

- (3) 無症状者に焦点をあてた大規模なPCR検査を行ってください。

【回答】

本町においては、新型コロナウイルスワクチン接種事業に全力を注ぎ、感染拡大防止に努めてまいります。

- (4) ワクチン接種体制の強化をお願いします。

【回答】

町内の6医療機関(眼科を含め)のうち4医療機関に個別接種のご協力をいただき、また、個別接種にご協力いただけない医療機関には集団接種での協力をいただき、全町を挙げてワクチン接種体制の強化に取り組んでおります。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

アンケート結果によれば2021年度の介護保険料の改定で、据え置きが12自治体、引き上げは44自治体(平均年額5,255円増)がありましたが、7市町村では平均年額1823円の引き下げを実施されました。引き続き、次期改定にむけて保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

【回答】

本町の人口は、年々減少傾向にあります。65歳以上の高齢者人口及び高齢化率は年々増加しており、介護保険サービス費の給付も増加すると見込んでおります。このような状況により、介護保険料の改定において、本町の保険料は、引き上げをいたしました。県平均よりも低い金額となっております。今後も更に介護予防に取り組み、負担軽減できるよう努めてまいります。

2. 新型コロナウイルス感染の影響による介護保険料の減免を実施してください。

コロナ禍による影響で困窮する世帯に実施した2020年度の介護保険料減免の実施状況を教えてください。2021年度も実施してください。

【回答】

2020年度の介護保険料減免件数は6件です。2021年度も引き続き実施いたします。

3. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なって

ください。さまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

【回答】

介護保険料については、震災、風水害、火災等により住宅等が著しい損害を受けたときや世帯の主たる生計維持者が、入院、失業等によって収入が著しく減少した場合等は、「嵐山町介護保険条例」に基づき減免を行っております。また、令和元年10月から実施の消費税率引上げによる増収分を財源として、所得の少ない第1号被保険者に対する介護保険料の軽減措置が強化されました。

4. 介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。

- (1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

【回答】

住民税非課税世帯の利用者に対しては、「嵐山町介護保険利用料助成要綱」に基づき利用料の助成を行っております。

- (2) 2割、3割負担となった利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

【回答】

負担が増えて高額になった場合、高額介護サービス費支給制度があります。

5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。

【回答】

食費と居住費の負担軽減の対象となるサービス以外の助成制度は考えておりません。

6. 新型コロナウイルス感染の拡大に伴い、経営が悪化した介護事業所へ、自治体として実態を把握し、必要な対策を講じてください。

- (1) 自治体として財政支援を行ってください。

【回答】

本町において、経営が悪化した介護事業所はありませんが、現場で働いている方が安心して働けるよう国及び県の対策を踏まえ、本町としての取組を検討してまいります。

- (2) 感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

【回答】

県の支援により実施しております。

- (3) 従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種を早急に実施してください。公費による定期的なPCR検査を実施してください。

【回答】

高齢者施設等の従事者については、7月5日より優先接種対象者として接種予約を開始しております。なお、特別養護老人ホーム等の高齢者入所施設の従事者については、特例措置を適用し、入所者の接種時に併せて接種ができるよう対応いたしました。

PCR検査を感染拡大防止に役立てるためには、全町民を対象に大規模かつ定期的に検査を行う必要があると考えております。本町としては、感染拡大防止及び重症化防止に効果のある新型コロナワクチン接種事業に全力を注いでいきたいと考えております。

介護施設入所者、従事者に対するワクチン接種は実施しており、7月中旬には終了する予定です。PCR検査については、県の支援により定期的に実施しております。

7. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

【回答】

特別養護老人ホームは、2箇所設置しており、定員は合計168人となっております。「第8期嵐山町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」では、特別養護老人ホームの増設計画はありませんが、小規模多機能型居宅介護施設の整備目標を掲げています。

8. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

【回答】

本町では、長寿生きがい課内に地域包括支援センターを設置し、直営で運営していますが、役場の職員数が減少している中で職員を増員することは難しい状況でした。しかし、今年度から「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」を地域包括支援センターで実施することとなり、新たに1名の医療専門職を配置しました。さらに、職員の専門性やスキルを高めることで、より一層の体制の充実を図っていききたいと考えております。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1. 障害福祉事業所と在宅障害者・家族に対する新型コロナウイルス感染防止対策の徹底等をおこなってください。

(1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品を事業所に配布してください。安定供給にするための手立てを行ってください。

【回答】

市場での供給が出来ない状況となった時などは、衛生用品の防災備蓄品の活用について、防災担当課と連携・調整を図り、供給できるような体制を検討します。

(2) PCR検査を徹底し、自宅での経過観察ではなく、入院できる体制確保してください。

【回答】

埼玉県では、独自の基準を定め、医師が必要と認める場合には検査が受けられる体制を整備し、発熱等の症状のある方の診療を行い必要な検査を行う医療機関を指定・公表し検査体制を強化しています。また、入院できる体制確保については、医療体制を維持するため、軽症の人や感染していても無症状の人に入所していただく宿泊療養施設の体制を整えています。
※感染急増時の対象者数を1,261人と推計し、最大で2,523室の確保に努めています。

(3) 障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。

【回答】

本町では、福祉の人材育成を目的として、町内在住者に対し、福祉施設への勤務や資格取得者に対し、福祉人材育成助成金を交付しております。広報紙への掲載による周知を図っておりますが、町内事業所への周知も図ってまいりたいと考えております。

- (4) 入院できる医療機関が少ないため、障害者への優先接種を行ってください。バリアフリーの関係、新しい場所への不安から、ワクチン接種は日ごろから利用している場所で行えるようにしてください。

【回答】

7月中旬現在で基礎疾患をお持ちの方、高齢者施設の従事者、エッセンシャルワーカー等45歳以上の方が予約受付できる段階となっており、その他の方たちもできるだけ早期に接種ができるよう、準備を進めております。

また、個別接種の体制も整えており、基礎疾患等をお持ちの場合は、かかりつけ医で接種が可能となっております。

2、 障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップが必要です。

- (1) 障害者地域生活支援拠点事業での進捗状況・具体的な取り組みを教えてください。

【回答】

主要5項目のうち、専門的人材の確保・養成については、比企地域自立支援協議会の部会にて令和3年度に研修を実施する予定です。

- (2) 施設整備については、独自補助の予算化を進めてください。

【回答】

国の基準に準拠してまいります。

- (3) 当事者の声を反映する事業としてください。

【回答】

ニーズの把握に努めてまいります。

3、 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

- (1) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、計画的な設置を要望します。どれくらいの暮らしの場が今後必要と思いますか。事業の推進に困難を抱えている場合は、その理由を教えてください。

【回答】

町内には、入所施設2箇所、グループホーム15箇所が設置されており、地域で安心して暮らせる社会資源は、確保されているものと考えます。

- (2) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】

令和2年度に複合的課題を抱える世帯の問題解決を図るため「総合相談支援会議開催要綱」を策定しました。令和3年度の機構改革では、障害福祉及び児童福祉担当が一つになり福祉課となりました。これまで同様に高齢者福祉担当課と情報を共有し、複合的な課題を抱える家族の支援を実施してまいります。

- (3) 障害者支援施設（入所施設）利用者の中で、土日等利用して帰省しているケースを把握していますか。在宅者同様に障害福祉サービスを利用できるようにしてください。

【回答】

国の基準に準拠してまいります。

4、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】

所得制限、年齢制限については、県の補助制度に準じて実施しております。

- (2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

【回答】

平成28年度より比企医師会管内の医療機関等と現物給付を実施しております。周辺地域への拡大については、今後研究してまいります。

- (3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

【回答】

県の補助制度に準じて実施しております。

- (4) 行政として、二次障害（※）について理解し、援助をするとともに、二次障害の進行を抑えるため、医療機関に啓発を行ってください。

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者（他の障害も含まれます）は、その障害を主な原因として発症する二次障害（障害の重度化）に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が倍増し、不安と戸惑いが伴っています。

保健、医療、福祉がそれに十分こたえていません。

【回答】

障害者差別解消法等の周知について検討してまいります。

5、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが

大切です。

- (1) 未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

【回答】

当該事業については、実施しております。

- (2) 実施市町村においては、県との割合負担以外の自治体独自の持ち出し金額を教えてください。

【回答】

県の実施要綱に準じて実施しております。

- (3) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】

県の実施要綱に準じて実施しております。

- (4) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【回答】

現行の運営費及び利用料の助成を継続してまいります。

- (5) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

【回答】

県の補助要綱の改正について、要望してまいります。

6、福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

- (1) 初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券（補助券）の検討を進めてください。

【回答】

令和2年度より対象となる方への配布枚数を36枚から48枚に増加いたしました。また、独自制度として身体障害者手帳4級～6級、療育手帳C、精神保健福祉手帳1級～3級、難病受給者（小児慢性含む）を対象として初乗り料金助成制度を実施しております。

- (2) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】

福祉タクシー制度での所得制限、年齢制限を導入する予定はございません。

- (3) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】

県へ要望してまいりたいと考えております。

7、 災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、災害種類毎のハザードマップの普及も含め、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

- (1) 避難行動要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

【回答】

「嵐山町支え合いマップ」（災害時等要援護者情報台帳）への登載は、自力では避難できない「70歳以上の高齢者のみの世帯の方」、「障害者の方」、「概ね介護3以上の方」のほか、「日中独居となる高齢者等」も該当します。家族がいても希望があれば登載しております。避難経路については、災害の状況により経路が変わる可能性があるため定めていませんが、要援護者の避難が必要な場合は、バリアフリーの避難所に避難していただきます。

- (2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】

令和3年5月に災害対策基本法施行規則が改正され、福祉避難所についてあらかじめ受入対象者を特定し、本人とその家族のみが避難する施設であることを明示する新たな制度が創設されました。新たな制度に対応するため、関係課が連携して準備を進めてまいります。

- (3) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】

本町においては、大規模災害時に自宅・車中・その他に避難している方は、最寄りの避難所に避難先を届け出ていただき、避難者として把握いたします。救援物資は、その方の分も含めて最寄りの避難所に届けますので、そこで受け取っていただきます。

- (4) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】

被害状況、民間団体が行う支援の内容などを鑑みて、状況に応じて名簿の開示を判断します。

- (5) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

【回答】

自然災害対策は防災担当課、感染症対策は健康管理担当課が主となり連携して対応しております。

8、福祉予算を削らないでください。

コロナ危機の中で、障害福祉関連事業の新設、削減、廃止、などの動きがありますか。コロナ禍にあって、適切な財政支援を行ってください。また、削減・廃止の検討がなされているところでは、当事者、団体の意見を聞き、再検討してください。廃止されたものについては復活をしてください。

【回答】

既存事業については、財政支援を可能な限り継続していきたいと考えております。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1 時点)の実態を教えてください。

【回答】

保育所等待機児童数調査において、令和3年4月1日現在の待機児童数は、0人となっております。

② 既存保育所の定員の弾力化（受け入れ児童の増員）を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】

町内保育所の定員261人のところ、令和3年4月1日現在255人の児童を受け入れており定員を下回っています。年齢別受入れ児童総数は、0歳児12人、1歳児38人、2歳児46人、3歳児52人、4歳児52人、5歳児55人の合計255人です。定員を超えた場合でも受入の弾力化を図ってまいります。

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所を増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】

「子ども・子育て支援事業計画」では認可保育所増設等は考えておりませんが、今後の状況を見ながら慎重に検討してまいります。

② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】

現在、町内保育所では、障害児保育として3人の児童を受け入れており、受け入れ枠については保育所と協議の上柔軟に対応しております。補助金については、今後の状況を見ながら慎重に検討してまいります。

③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】

現在、本町では、認可施設に移行する認可外保育施設ありませんが、今後の状況を見ながら慎重に検討してまいります。

2. 新型コロナウイルス感染症から子どもの命を守るためにも、ひとり一人の気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。

コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、コロナ禍で困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を行うためにも少人数保育のための予算を増額してください。

【回答】

新型コロナウイルス感染予防対策として、少人数保育は有効な手段の一つと考えられます。少人数保育の方法にもよりますが、本町では現在でも、1歳児で4対1、3歳児は1.5対1としており、国の配置基準より少ない児童数で保育を実施しております。引き続き、児童や保護者に寄り添った保育運営に努めてまいります。

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

【回答】

町内の全ての私立保育園で、基本給のベースアップや賞与支給率の増、期末一時金の支給等の処遇改善を実施しています。また、各種研修にも積極的に参加をして、資質向上にも取り組んでいただいています。今後も引き続き処遇改善を実施し、保育士の確保を図っていただけるよう、本町でも協力してまいります。

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材費（副食費）が保育料から切り離され、2019年10月より「実費徴収」される事態になってしまいました。

(1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

【回答】

給食食材費の実費徴収については、保育園の裁量による料金設定となります。町内の保育所については、国基準による実費徴収をお願いしており、負担増にならないよう検討しております。

5. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】

認可外保育施設については、今後も国の基準に基づき年1回指導監督を実施してまいります。研修については、県で実施する研修の案内を通知し、参加をお願いしております。

- (2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

【回答】

育児休業取得による上の子の退園など、保育の格差については状況を勘案し対応しております。

【学童】

6. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1 支援の単位 40 人以下」「児童 1 人当たり 1.65 m²以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】

学童保育室の運営については、国の基準に基づき実施しております。令和3年度は、1施設で利用希望者が多くあり定員を超えることとなりました。そのために5年生が学童保育室で受入出来なかったため、待機児童となりました。今後も児童数の動向に注意し、解消に向けて検討してまいります。

7. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で41市町(63市町村中65.1%)、「キャリアアップ事業」で32市町(同50.8%)にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】

放課後児童健全育成事業における支援員（指導員）については、放課後児童支援員等処遇改善事業を活用し、支援員の処遇改善を実施しております。

8. 県単独事業について

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」（※「県ガイドライン」）立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

【回答】

本町では、複数配置に努めております。

【子ども医療費助成】

9. 子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであり、埼玉県も制度を拡充し助成すべきであると考えています。

- (1) 通院及び入院の子ども医療費無料化を「18歳年度末」まで拡充してください。すでに実施している場合は、引きつづき継続してください。

【回答】

令和3年10月1日より対象年齢を18歳年度末まで拡大いたします。

(2) 国や県に対して、財政支援と制度の拡充を要請してください。

【回答】

国や県へ要請したいと考えております。

5. 住民の最低生活を保障するために

1. 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

厚労省ホームページで2020年度に「生活保護を申請したい方へ」を新設し、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明しています。具体的に扶養義務のこと、住むところがない人、持ち家がある人でも申請ができることなどを「ためらわずにご相談ください」と明記しています。市町村においても、分かりやすく申請者の立場にたってホームページやチラシを作成してください。

【回答】

生活保護の実施機関は埼玉県ですが、所管の福祉事務所との調整を図りたいと考えております。

2. 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は、義務ではないのですから行わないでください。

コロナ禍にあつて、失業や倒産などから生活に困窮する方が激増しています。しかし、生活保護を利用する世帯は、必要としている世帯の2割程度にすぎません。その原因の一つには、「扶養照会」であると言って過言ではないでしょう。今国会での審議で田村厚労大臣は「扶養照会は義務ではない」と答弁しています。しかし、埼玉県内の福祉事務所ではDVなどの場合を除いて、申請者が望まない扶養照会が行われています。申請者が望まない扶養照会を行わないよう改善してください。

【回答】

国や県へ要請したいと考えております。

3. 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。

福祉事務所としてもミスが起こる原因にもなっています。福祉事務所職員だけでなく利用者本人も点検できるよう、加算や稼働収入の収入認定枠を設けて、誰が見てもわかる内訳欄のある書式にしてください。

【回答】

生活保護の実施機関は埼玉県ですが、所管の福祉事務所との調整を図りたいと考えております。

4. ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください。

生活保護利用者の立場にたった対応ができるように、十分な研修や人権侵害や制度の不勉強によって利用者が不利益となるようなことがないようにしてください。

また、社会福祉主事の有資格者を採用してください。

【回答】

生活保護の実施については、埼玉県が設置する福祉事務所で行っております。本町としてもケースワーカーの増員について要望してまいります。

5. 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。

コロナ禍にあつて、社宅を退去させられるなどの事態が増えています。福祉事務所では、このような人達を無料低額宿泊所にあっせんする場合があります。しかし、本人が希望しない場合や居宅での自立した生活が可能な場合は、無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。

【回答】

生活保護の実施については、埼玉県が設置する福祉事務所で実施しております。

6. 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護の捕捉率の向上に努めてください。

【回答】

町村における生活困窮者自立支援事業は、埼玉県が実施機関となっております。本町では地域における生活困窮者の状況について、民生委員等の関係機関と連携し、把握に努めており、これまで同様に生活困窮者相談支援事業所及び県福祉事務所と連携してまいります。

以上